

## アイフル レター - vol.3 -

### 1. 裁判員特別休暇制度の新設

弊社は、平成21年5月までに施行される裁判員法（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）にかかる裁判員制度の導入に対応するため、弊社の従業員が、裁判員候補者として選任された場合、通常の有給休暇とは別枠で「特別有給休暇」を取得できるよう、就業規則を改定し、平成20年12月1日より対応しております。

弊社は、「国民の司法参加」実現のため、従業員が裁判員制度に安心して参加し、その責務を果たすことができる環境を整備することにより、企業として制度の円滑な運営に協力してまいります。

また、裁判員制度の導入に合わせ、検察審査会法が改定されることに伴い、検察審査員及び補充員に選任された場合においても、裁判員制度と同様の扱いとしております。

### 2. 資金繰りの仕組みについて

今回は弊社の資金繰りの仕組みについて、ご説明させていただきます。

ノンバンクの資金繰りの特徴として、金融機関等からの借入れのほかに、お客様からの毎月の元金の返済、および利息収入があり、安定的な資金管理ができるというメリットがあります。

当社グループの9月末での手元資金は1,570億円となっており、営業活動による実際のキャッシュの動きとしては、上期の半年間で3,447億円の元金入金があり、同時に3,235億円の貸付を行っております。

つまり、営業貸付金において、キャッシュは回転しており、貸付金のコントロールで資金面の手当てができます。

当社グループは、従来から「資金調達手段の多様化」および「調達先・返済時期の分散化」を資金調達の基本方針とし、流動性問題や金利変動などの市場リスクをヘッジし、外部調達環境の変化に対応してまいりました。現在、「サブプライムローンの顕在化」により、世界的な金融機能不全という異常な状況と見ておりますが、当社グループは、現時点で想定可能なあらゆるリスクを整理・把握し、事業資金繰り計画を作成、実施しております。

一部の株式情報誌等で、弊社の1月の資金繰りに不安があるとも取れる憶測的な記事が掲載されておりましたが、上記のとおり、資金手当されており、問題ございません。

また、今後更なる市場の混乱がおきても十分対応できると考えております。

### 3. 貸金業法・自主規制について ～ 「過剰貸付けの禁止②」編 ～

第3回目は、前回に引き続き「過剰貸付けの禁止」についてです。

「アイフル レター vol.2」でも解説させていただきました通り、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みを整備し、過剰貸付けの抑制を図ることを目的として、2009年6月までに施行される「3条施行」において、「指定信用情報機関制度」が導入されます。

今回は、総量規制の導入に重要な役割を持つ「指定信用情報機関」について、Q&A方式で解説致します。

Q：「指定信用情報機関」とは？

A：貸金業者を会員として、会員から提供される個人信用情報を収集・蓄積・管理し、会員の照会に応じて、これを提供することを主な業務としており、一定の要件を満たし、内閣総理大臣から指定を受けた信用情報機関です。

Q：「指定信用情報機関」の役割は？

A：保有している信用情報を常に正確・最新な状態に保つことにより、貸金業者が資金需要者のニーズに適切に応えることや過剰貸付けの防止等、適切な貸付けを行う際に大きな役割を期待されています。

Q：具体的にどんな情報が登録されているの？

A：「個人を特定する情報」として、氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先など、「取引に関する情報」として、借入日・借入額・入金日・借入残高・入金予定日・完済日など、「取引から発生する情報」として、債権回収や債務整理がなされた場合の情報などが登録されています。

Q：情報の漏洩や目的以外の利用をされることはないの？

A：指定信用情報機関を利用して得た情報は、申込時および契約後の返済能力を調べる時に限られています。また、会員（貸金業者）に対して、情報機関から提供された個人信用情報を返済能力の調査以外の目的に使用したり、他に漏らしてはならないことを法律等に定めており、会員（貸金業者）がこれに違反した場合は、情報の利用停止・除名などのほか、2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、または併科など、罰則の対象となります。

Q：返済能力の調査はいつされるの？

A：2010年6月までに施行される「4条施行」では、個人顧客との貸付契約にあたり、指定信用情報機関を利用した返済能力の調査が義務づけられます。この返済能力調査は、融資申込み時のほか、極度方式基本契約を締結している場合、1ヶ月の貸付の合計額が5万円以上であり、かつ貸付残高が10万円以上の場合は毎月、1ヶ月の貸付の合計額が5万円未満であっても貸付残高が10万円以上の場合は、3ヶ月毎に行うよう義務づけられます。調査の結果、年収等の1/3を超えている場合は、融資契約のお断り・お取引中であっても融資枠減額・融資停止などの措置がとられることとなります。

当社では、現在も信用情報機関に加盟し、資金需要者のニーズに適切に応えることや過剰貸付けの防止等に努め、適正な業務運営を行い資金需要者の利益の保護を図っております。

以上

アイフル株式会社 広報部

TEL：03-4503-6050

ホームページアドレス <http://aiful.jp>